

和光市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）

和光市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(ペット霊園の設置場所の基準)</p> <p>第13条 ペット霊園の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。<u>ただし、第12条の規定により区域又は施設の変更を許可する場合（火葬場の施設に係る変更を許可する場合を除く。）又は公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がない場合で、市長が認めるときは、第1号及び第2号の規定は適用しない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(適用除外)</u></p> <p>第33条 第6条から第9条までの規定は、次に掲げる場合（火葬場の新設又は増設をしようとする場合を除く。）には適用しない。</p> <p>(1) <u>和光市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成18年条例第14号）第17条第1項各号の場合に該当する墓地等の変更において、当該墓地等の変更と同時にペット霊園を設置し、又は区域若しくは施設を変更しようとする場合</u></p> <p>(2) <u>宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内地に納骨堂を設置（既存の納骨堂と同規模の納骨堂を増築するものを含む。）しようとする場合</u></p> <p>(3) <u>既存のペット霊園を引き継いで経営する場合</u></p> <p>第34条・第35条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(ペット霊園の設置場所の基準)</p> <p>第13条 ペット霊園の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第33条・第34条 (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。